





資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認		仕様への反映		WT対象
																構成員回答（集約）				
2124	個人住民税	50	納税通知書	課税標準：従前、分離課税課税（一般、特定、軽減）、株式譲渡（一般株式等、上場株式等）	課税標準：従前、分離課税課税（一般、特定、軽減）、株式譲渡（一般株式等、上場株式等）	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、区民が課税内容を検証することができなくなるため。	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、区民が課税内容を検証することができなくなるため。	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、問合せの増加が見込まれる。 ○増加時期数 増加問合せ件数 3 4 6 4 件×1 件あたりの問合せ時間 1 5 分= 8 6 6 時間			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】再構成で問題ない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実装すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2125	個人住民税	50	納税通知書	特別控除：分離課税課税にかからぬもの	特別控除：分離課税課税にかからぬもの	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、区民が課税内容を検証することができなくなるため。	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、問合せの増加が見込まれる。 ○増加時期数 増加問合せ件数 3 4 6 4 件×1 件あたりの問合せ時間 1 5 分= 8 6 6 時間				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】再構成で問題ない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実装すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2126	個人住民税	50	納税通知書	総所得金額等	総所得金額等	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、区民が課税内容を検証することができなくなるため。	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、問合せの増加が見込まれる。 ○増加時期数 増加問合せ件数 3 4 6 4 件×1 件あたりの問合せ時間 1 5 分= 8 6 6 時間				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】再構成で問題ない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実装すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2127	個人住民税	50	納税通知書	合計所得金額	合計所得金額	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、区民が課税内容を検証することができなくなるため。	現在使用している通知書には記載している。課税計算に関する場合は非常に多く、税額の根拠となる表示項目を減らしてしまうと、課税根拠の表示が不十分となり、問合せの増加が見込まれる。 ○増加時期数 増加問合せ件数 3 4 6 4 件×1 件あたりの問合せ時間 1 5 分= 8 6 6 時間				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】再構成で問題ない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実装すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2440	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 営業等（収入金額）	所得金額の内訳 営業等（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方整理で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実装すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2441	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	No.42 所得金額の内訳 営業等（所得金額）	No.42 所得金額の内訳 営業等（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	大分類が「所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実装すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			WT前整理	
																構成員回答（集約）			仕様への反映	WT対象
2442	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 農業（収入金額）	所得金額の内訳 農業（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。				要検討	○		#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2443	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	No.43 総所得金額の内訳 農業	No.43 所得金額の内訳 農業（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。		大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。		要検討	○		#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2444	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 不動産（収入金額）	所得金額の内訳 不動産（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。		大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。		要検討	○		#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2445	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	No.44 総所得金額の内訳 不動産	No.44 所得金額の内訳 不動産（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。		大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。		要検討	○		#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2446	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 利子（収入金額）	所得金額の内訳 利子（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。		大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。		要検討	○		#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2447	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	No.45 総所得金額の内訳 利子	No.45 所得金額の内訳 利子（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。		大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。		要検討	○		#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答（集約）				
2448	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 記号（収入金額）	所得金額の内訳 記号（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	地方事務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2449	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	No.46 所得金額の内訳 記号	No.46 所得金額の内訳 記号（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。					要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2450	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	No.47 所得金額の内訳 給与	No.47 所得金額の内訳 給与（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。					要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2451	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 給与（所得金額）	所得金額の内訳 給与（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。					要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2452	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	No.48 所得金額の内訳（公的年金等収入）雑	No.48 所得金額の内訳（公的年金等収入）雑（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。					要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2453	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（公的年金等収入）雑（所得金額）	所得金額の内訳（公的年金等収入）雑（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。					要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認		仕様への反映		WT対象
																構成員回答（集約）				
2454	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（その他）雑（収入金額）	所得金額の内訳（その他）雑（所得金額）	地方税法と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2455	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	No.49 総所得金額の内訳（その他）雑	No.49 所得金額の内訳（その他）雑（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2457	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（収入金額）	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2458	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（所得金額）	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。 なお、本市では現在、総合長期譲渡所得及び一時所得の内訳は記載しておらず不要と考えるため、実施しなくてもよい項目と考えます。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2459	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（収入金額）	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2460	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（所得金額）	所得金額の内訳 総合長期譲渡所得（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	大分類が「総所得金額の内訳」となっているが、それ以外の所得についてもまとめた大分類とし、分かりやすく整理しておきたいため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。 なお、本市では現在、総合長期譲渡所得及び一時所得の内訳は記載しておらず不要と考えるため、実施しなくてもよい項目と考えます。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認		仕様への反映		WT対象
																構成員回答（集約）				
2461	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（一時所得（収入金額））	所得金額の内訳（一時所得（収入金額））	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2462	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（所得金額）	所得金額の内訳（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2463	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（収入金額）	所得金額の内訳（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2464	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（所得金額）	所得金額の内訳（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2465	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（収入金額）	所得金額の内訳（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2466	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳（所得金額）	所得金額の内訳（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	



資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答（集約）				
2467	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 分離短期課 課（収入金額）	所得金額の内訳 分離短期課 課（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載を統一 し、比較して分かりやすい表 記とするため。	後方算替で収入金額を使用し て決定しているものがあり、 納税通知書へ記載しておく必 要があるため。		納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載が相違し ており、統一することで出力 条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】 同上 【E市回答】 #2123と同じ 【F市回答】 再構成すべき 【H市回答】 本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】 各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】 #2123記載のとおり 【K市回答】 #2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」 の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税 通知書と項目を揃えること、対応する判断です。			
2468	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 分離短期課 課（所得金額）	所得金額の内訳 分離短期課 課（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載を統一 し、比較して分かりやすい表 記とするため。		納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載が相違し ており、統一することで出力 条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】 同上 【E市回答】 #2123と同じ 【F市回答】 再構成すべき 【H市回答】 本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】 各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】 #2123記載のとおり 【K市回答】 #2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」 の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税 通知書と項目を揃えること、対応する判断です。				
2469	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 分離短期課 課（特別控除額）	所得金額の内訳 分離短期課 課（特別控除額）	納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載を統一 し、比較して分かりやすい表 記とするため。		納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載が相違し ており、統一することで出力 条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】 同上 【E市回答】 #2123と同じ 【F市回答】 再構成すべき 【H市回答】 本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】 各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】 #2123記載のとおり 【K市回答】 #2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」 の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税 通知書と項目を揃えること、対応する判断です。				
2470	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 分離短期課 課（収入金額）	所得金額の内訳 分離短期課 課（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載を統一 し、比較して分かりやすい表 記とするため。	後方算替で収入金額を使用し て決定しているものがあり、 納税通知書へ記載しておく必 要があるため。		納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載が相違し ており、統一することで出力 条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】 同上 【E市回答】 #2123と同じ 【F市回答】 再構成すべき 【H市回答】 本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】 各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】 #2123記載のとおり 【K市回答】 #2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」 の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税 通知書と項目を揃えること、対応する判断です。			
2471	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 分離短期課 課（所得金額）	所得金額の内訳 分離短期課 課（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載を統一 し、比較して分かりやすい表 記とするため。		納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載が相違し ており、統一することで出力 条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】 同上 【E市回答】 #2123と同じ 【F市回答】 再構成すべき 【H市回答】 本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】 各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】 #2123記載のとおり 【K市回答】 #2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」 の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税 通知書と項目を揃えること、対応する判断です。				
2472	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	所得金額の内訳 分離短期課 課（特別控除額）	所得金額の内訳 分離短期課 課（特別控除額）	納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載を統一 し、比較して分かりやすい表 記とするため。		納税通知書と更正決定（税額 変更）通知書で記載が相違し ており、統一することで出力 条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】 同上 【E市回答】 #2123と同じ 【F市回答】 再構成すべき 【H市回答】 本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】 各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】 #2123記載のとおり 【K市回答】 #2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」 の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税 通知書と項目を揃えること、対応する判断です。				



資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答（集約）				
2473	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 分離長期譲渡（収入金額）	所得金額の内訳 分離長期譲渡（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方算替で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。		納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2474	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 分離長期譲渡（所得金額）	所得金額の内訳 分離長期譲渡（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。		納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。			
2475	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 分離長期譲渡（特別控除額）	所得金額の内訳 分離長期譲渡（特別控除額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。		納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。			
2476	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 分離長期譲渡一般良住宅等（収入金額）	所得金額の内訳 分離長期譲渡一般良住宅等（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方算替で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。		納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。		
2477	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 分離長期譲渡一般良住宅等（所得金額）	所得金額の内訳 分離長期譲渡一般良住宅等（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。		納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。			
2478	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	所得金額の内訳 分離長期譲渡一般良住宅等（特別控除額）	所得金額の内訳 分離長期譲渡一般良住宅等（特別控除額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。		納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。			

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認		仕様への反映		WT対象
																構成員回答（集約）				
2479	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	-	所得金額の内訳 分離長期譲渡一居住用財産（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。			納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2480	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	-	所得金額の内訳 分離長期譲渡一居住用財産（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。				納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2481	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	-	所得金額の内訳 分離長期譲渡一居住用財産（特別控除額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。				納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2482	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	-	所得金額の内訳 一般株式等譲渡（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。 一般株式等の譲渡と上場株式等の譲渡は内部通算対象外であるため、同一項目とすることで、通算可能と混乱をきたす恐れがあるため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。			納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2483	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	-	所得金額の内訳 一般株式等譲渡（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。 一般株式等の譲渡と上場株式等の譲渡は内部通算対象外であるため、同一項目とすることで、通算可能と混乱をきたす恐れがあるため。				納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2484	個人住民税	50	更正決定（税額変更） 通知書	-	所得金額の内訳 上場株式等譲渡（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。 一般株式等の譲渡と上場株式等の譲渡は内部通算対象外であるため、同一項目とすることで、通算可能と混乱をきたす恐れがあるため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。			納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答（集約）				
2485	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	-	所得金額の内訳 上場株式等譲渡（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。 一般株式等の譲渡と上場株式等の譲渡は内部通算対象外であるため、同一項目とすることで、通算可能と混乱をきたす恐れがあるため。				納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2486	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	-	所得金額の内訳 分離上場株式等の配当（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。			納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2487	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	-	所得金額の内訳 分離上場株式等の配当（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。				納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2488	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	-	所得金額の内訳 先物取引（収入金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。	後方業務で収入金額を使用し決定しているものがあり、納税通知書へ記載しておく必要があるため。			納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2489	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	-	所得金額の内訳 先物取引（所得金額）	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。				納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】各種所得金額、給与収入、公的年金等収入金額については、印字は必要。給与・年金以外の収入金額については印字は必須ではない。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	
2491	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	-	課税標準 分離長期譲渡一環良住宅等	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。				納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載が相違しており、統一することで出力条件が明確となるため。	要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】Q列の項目追加で良いと思います。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。	

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			
																反映への反映	WT対象		
2492	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	課税標準 分離長期譲渡一時信用財産	課税標準 分離長期譲渡一時信用財産	地方税法（法律・政令・省令）への準拠	納税通知書と更正決定（税額変更）通知書で記載を統一し、比較して分かりやすい表記とするため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】Q列の項目追加が良いと思います。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。
2494	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	課税標準 一般株式等の譲渡	課税標準 一般株式等の譲渡	地方税法（法律・政令・省令）への準拠	一般株式等の譲渡と上場株式等の譲渡は内部通算対象外であるため、同一項目とすることで、通算可能と混乱をきたす恐れがあるため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】Q列の項目追加が良いと思います。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。
2495	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	課税標準 上場株式等の譲渡	課税標準 上場株式等の譲渡	地方税法（法律・政令・省令）への準拠	一般株式等の譲渡と上場株式等の譲渡は内部通算対象外であるため、同一項目とすることで、通算可能と混乱をきたす恐れがあるため。				要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】Q列の項目追加が良いと思います。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。
2889	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	個人の台帳番号 No.3（世帯の台帳番号）ではなく個人に振られているもの	個人の台帳番号 No.3（世帯の台帳番号）ではなく個人に振られているもの	更正決定（税額変更）通知書へ毎年載せているため	納税者より課税状況の相違があった場合に即対応が可能なため課税台帳上の個人に振られている番号の印字は実施すべき				要検討	○			宛名番号を印字するののか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するののか団体で選択できるような機能とする ことに対応可能か（個別の項目として追加する必要性はない理解でよい）かを 確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】左記内容で対応可能（個別の項目として追加する必要性はない）と考えます。 【O市回答】可能 【E市回答】発行システムは、通知書番号欄に宛名番号を印字している。宛名番号か通知番号どちらかを印字するのかが団体で選択できるような問題ない。 【市回答】可能（外部へ送付する機能について、全体的に左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】本市では、宛名番号を印字するののか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのかが団体で選択できるような機能とすることで対応可能であると考えます。 【市回答】左記機能で対応可能であるが、宛名番号と整理番号を選択できることが望ましい。 【市回答】本市では、更正決定通知書には整理番号（宛名番号の前に0を組み合わせたもの）を印字している。毎年奉還記載のとおり、各団体の意向に応じて、宛名番号を印字するが、通知番号を印字するかの選択できるような機能とするのが適切であるとする。 【K市回答】#2653と同様です。	反映する		通知番号（整理番号等）を印字するのかが団体で選択できる項目を追加します。	
3095	個人住民税	50	更正決定通知書	%62と63の間に合計所得金額を追加	%62と63の間に合計所得金額を追加	納税通知書に記載があるのに更正決定だけないのはおかしい。					要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】追加に賛成します。 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。
3616	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書	概要番号49の追加内容と同様。また、NO55～57に分離譲渡があるが、分欄が足りない（長期譲渡、短期譲渡等々）。	概要番号49の追加内容と同様。また、NO55～57に分離譲渡があるが、分欄が足りない（長期譲渡、短期譲渡等々）。	同上					要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49.納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概要要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務局見解				
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象		
																構成員回答（集約）						
3678	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書		「合計所得金額」項目の追加。						合計所得金額を容易に確認できるようにするため。			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。
4029	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書		合計所得金額						均等割の非課税基準であり、実施しなくても良い項目への追加が必要と考える。			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。
4544	個人住民税	50	更正決定（税額変更）通知書		合計所得金額						概要№49納税通知書の項目に合計所得金額があるため			要検討	○			#2123と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、地方税法施行規則（第一号の三様式）の見直しも必要と考えます。 【O市回答】同上 【E市回答】#2123と同じ 【F市回答】再構成すべき 【H市回答】本市では、再構成しなくともよいと考えます。 【市回答】#2123記載のとおり 【K市回答】#2123と同様です。	反映する		「【資料2-2】概要要件（個人住民税）49_納税通知書_印字項目」の資料で、「実施すべき項目」と判断した表示項目を反映した納税通知書と項目を揃えること、対応する判断です。
962	個人住民税	62	294-3通知		通知対象者がDV等支援措置対象者に該当する場合、294交付自治体に連絡する旨の依頼文を追加						支援措置対象者情報は住外課税をした自治体では把握することができない。税証明や中間サーバーへの情報の開示を制限するためにも住民登録地より同情報の提供が必要になるため。			要検討	○			#2294と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】併せて、電子送付の際のレアウトの見直しも必要と考えます。 【O市回答】必要と考えます。 【E市回答】#2294と同じ 【F市回答】ご意見をのりなので、そういった通知はあったほうが良い。 【H市回答】左記について、本市の現行運用では実施していません。 【市回答】#2294記載のとおり 【K市回答】#2294と同様です。	反映する		実施しなくても良い項目として、取扱注意である場合に連絡を依頼する旨を出力項目に追加します。
2294	個人住民税	62	294-3通知		D・V・ストーカー等で取扱注意者となっている場合の表記はどうなるのか。本市では、住所欄に取扱注意者である旨を記載している。						取扱注意者の登録が住居地と課税地のどちらかでしかされていない場合がある。特に住居地には加害者からの問合せがくることも想定されるため、通知に記載してほしい。			要検討	○			支援措置対象者等の場合の出力内容について確認します。	【地方税共同機構】 2021/3/19 地方税共同機構 eTAX（国税連携システム）で「住民登録外課税通知」ファイル他団体へ送還できる機能があります。こちらのファイルと同様の記載が必要かもあわせてご確認ください。 【A市回答】併せて、電子送付の際のレアウトの見直しも必要と考えます。 【O市回答】同意します。 【E市回答】支援措置対象者等の場合でも特別な処理は行っていない 【F市回答】住民登録外課税自治体で支援措置対象を把握するのは難しいため、294-3通知に記載するのは難しいと思う。 【H市回答】本市では、現行の運用においても左記の情報を印字しております、印字しなくともよいと考えます。 【市回答】取扱注意者である旨を294-3通知へ印字されることを望みます。 【市回答】取扱注意者である旨を294-3通知へ印字されていないが、提案団体ご協働のとおり印字が必要であるとする。ご指摘のように支援措置対象者であること登録は住民登録地別、課税地別どちらかでしか行われていない、ということが多いのではないかと考えるため、#962及び#2294両方の対応が可能となるようにすべきではないか。 【K市回答】備考欄に支援措置対象者である旨の記載が必要と考えます。	反映する		実施しなくても良い項目として、取扱注意者である旨を出力項目に追加します。
2509	個人住民税	67	課税に係る住所等について（照会・回答）	No.3 宛先 郵便番号	No.3 宛名 郵便番号 備考欄へ追加記載 「管理人や送付先が設定されている場合、以下の欄番で出力する。 (1) 管理人送付先郵便番号 (2) 管理人宛名郵便番号 (3) 納税義務者送付先郵便番号 (4) 納税義務者宛名郵便番号」						出力条件を明確にするため。			要検討	○			意見照会（Q79）の内容について、標準仕様に反映して問題がないかを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】管理人送付先/管理人宛名/納税義務者送付先/納税義務者宛名の管理方法が不明のため、判断し兼ねます。 【O市回答】問題なし 【E市回答】問題なし。（納税義務者宛の本人の住所確認の期論文書は送付していない。） 【F市回答】出力する優先順位ということでしょうか。そうであれば、記載の通りの順でよい。（ほかの標準についても、左記の通り揃えるべきと思います。） 【市回答】本市では、左記の整理で問題ありません（標準仕様に反映して問題なし）。 【市回答】問題なし。 【市回答】問題ないと考える。 【K市回答】問題ありません。	反映する		ご意見の内容を当該項目の備考欄に反映します。

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（修正要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答（集約）				
2510	個人住民税	67	課税に係る住所等について（照会・回答）	No.4 宛先 住所（市名以下を印字） 備考欄へ追加記載 「管理人や送付先が設定されている場合、以下の順番で出力する。 （1）管理人送付先住所 （2）管理人宛住所 （3）納税義務者送付先住所 （4）納税義務者宛住所」	No.4 宛先 住所（市名以下を印字） 備考欄へ追加記載 「管理人や送付先が設定されている場合、以下の順番で出力する。 （1）管理人送付先住所 （2）管理人宛住所 （3）納税義務者送付先住所 （4）納税義務者宛住所」					出力条件を明確にするため。	要検討	○			#2509と併せて検討します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 管理人送付先/管理人宛名/納税義務者送付先/納税義務者宛名の管理方法が不明のため、判断しかねます。 【O市回答】 問題なし 【E市回答】 #2509と同じ 【F市回答】 出力する優先順位ということでしょうか。そうであれば、記載の通りの順でよい。（ほかの帳票についても、左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、左記の整理で問題ありません。（標準仕様に反映して問題なし）。 【市回答】 問題ない。 【市回答】 #2509と同様 【K市回答】 問題ありません。	反映する		ご意見の内容を当該項目の備考欄に反映します。	
2511	個人住民税	67	課税に係る住所等について（照会・回答）	No.5 宛先 氏名+姓	No.5 宛先 氏名+姓 備考欄へ追加記載 「管理人や送付先が設定されている場合、以下の順番で出力する。 （1）管理人送付先氏名 （2）管理人宛氏名 （3）納税義務者送付先氏名 （4）納税義務者宛氏名」					出力条件を明確にするため。	要検討	○			#2509と併せて検討します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 管理人送付先/管理人宛名/納税義務者送付先/納税義務者宛名の管理方法が不明のため、判断しかねます。 【O市回答】 問題なし 【E市回答】 #2509と同じ 【F市回答】 出力する優先順位ということでしょうか。そうであれば、記載の通りの順でよい。（ほかの帳票についても、左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、左記の整理で問題ありません。（標準仕様に反映して問題なし）。 【市回答】 問題ない。 【市回答】 #2509と同様 【K市回答】 当該項目5納税者（または納税管理人）は納税管理人等が設定されている場合の納税者氏名「納税者氏名 様分」とし、12「送付先」に意見に記載されているような印字順位の設定が必要ではないでしょうか。 また、通知書の宛名については共通要件とすべきではないでしょうか。	反映する		ご意見の内容を当該項目の備考欄に反映します。	
1426	個人住民税	69	扶養調査に関する照会 文書							照会文書に回答項目を印字する必要があるか不明。（控えとしての運用を想定しているのであれば58からの回答書本文は何を意味しているのか。	要検討	○			表示項目「回答書本文」の備考欄に以下の文言を追加し、No.58以降の表示項目が、回答用の記入欄の印字であることがわかるよう修正する対応で問題ないかを確認します。  <備考欄記載> 「扶養世帯の状況について、次の通り回答します。」の定型文を印字する。	【地方税共同機構】 【A市回答】 左記内容で問題ないと考えます。 【O市回答】 問題なし 【E市回答】 問題ない 【F市回答】 問題なし 【H市回答】 本市では、左記の整理で問題ありません。 【市回答】 問題ない。 【市回答】 問題ないと考える。 【K市回答】 No.30以降が回答用の記入欄ではないでしょうか。 「No.57確認のとれた扶養世帯」および「No.58回答書本文」はNo.30の前に移動したほうがよいと思います。	反映する		備考欄に定型文の印字を補記します。 項目の並び順については、ご指摘のとおりではありますが、レイアウトでの検討に寄せて整理（標準出力項目定義の項目順は標準レイアウトに影響しないもの）とする判断とします。	
2516	個人住民税	69	扶養調査に関する照会 文書	No.3 宛先 郵便番号	No.3 宛先 郵便番号 備考欄へ追加記載 「管理人や送付先が設定されている場合、以下の順番で出力する。 （1）管理人送付先郵便番号 （2）管理人宛郵便番号 （3）納税義務者送付先郵便番号 （4）納税義務者宛郵便番号」					出力条件を明確にするため。	要検討	○			意見照会（Q/P）の内容について、標準仕様に反映して問題ないかを確認します。 【A市回答】 管理人送付先/管理人宛名/納税義務者送付先/納税義務者宛名の管理方法が不明のため、判断しかねます。 【O市回答】 問題なし 【E市回答】 問題ない 【F市回答】 出力する優先順位ということでしょうか。そうであれば、記載の通りの順でよい。（ほかの帳票についても、左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、左記の整理で問題ありません。（標準仕様に反映して問題なし）。 【市回答】 問題ない。 【市回答】 問題ないと考える。 【K市回答】 #2511と同様です	反映する		ご意見の内容を当該項目の備考欄に反映します。		
2517	個人住民税	69	扶養調査に関する照会 文書	No.4 宛先 住所（市名以下を印字）	No.4 宛先 住所（市名以下を印字） 備考欄へ追加記載 「管理人や送付先が設定されている場合、以下の順番で出力する。 （1）管理人送付先住所 （2）管理人宛住所 （3）納税義務者送付先住所 （4）納税義務者宛住所」					出力条件を明確にするため。	要検討	○			#2509と併せて検討します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 管理人送付先/管理人宛名/納税義務者送付先/納税義務者宛名の管理方法が不明のため、判断しかねます。 【O市回答】 問題なし 【E市回答】 #2509と同じ 【F市回答】 出力する優先順位ということでしょうか。そうであれば、記載の通りの順でよい。（ほかの帳票についても、左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、左記の整理で問題ありません。（標準仕様に反映して問題なし）。 【市回答】 問題ない。 【市回答】 #2509と同様 【K市回答】 #2510と同様です	反映する		ご意見の内容を当該項目の備考欄に反映します。	
2518	個人住民税	69	扶養調査に関する照会 文書	No.5 宛先 氏名+姓	No.5 宛先 氏名+姓 備考欄へ追加記載 「管理人や送付先が設定されている場合、以下の順番で出力する。 （1）管理人送付先氏名 （2）管理人宛氏名 （3）納税義務者送付先氏名 （4）納税義務者宛氏名」					出力条件を明確にするため。	要検討	○			#2509と併せて検討します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 管理人送付先/管理人宛名/納税義務者送付先/納税義務者宛名の管理方法が不明のため、判断しかねます。 【O市回答】 問題なし 【E市回答】 #2509と同じ 【F市回答】 出力する優先順位ということでしょうか。そうであれば、記載の通りの順でよい。（ほかの帳票についても、左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、左記の整理で問題ありません。（標準仕様に反映して問題なし）。 【市回答】 問題ない。 【市回答】 #2509と同様 【K市回答】 #2511と同様です	反映する		ご意見の内容を当該項目の備考欄に反映します。	

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（帳票要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認		仕様への反映		WT対象	
																構成員回答（集約）					
5223	個人住民税	69	扶養調査に関する照会文書		対象者の宛名番号 自治体の担当番号			電話等にて問い合わせがあった際、スムーズに回答するため。					要検討	○			宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とすることで対応可能か（個別の項目として追加する必要性はない理解でよい）を確認します。	【地方税共同機能】 【A市回答】 左記内容で対応可能（個別の項目として追加する必要性はない）と考えます。 【O市回答】 可能 【E市回答】 照会調査機能で対象者の宛名番号を印字する項目という想定でいいか？ この項目に宛名番号を印字するのか、通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とするなら対応可。印字位置としては、回答書として回答部分で返送される部分に記載してほしい。 【F市回答】 可能（外部へ送付する帳票について、全体的に左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とすることで対応可能であると考えます。 【中回答】 左記機能で対応可能であるが、宛名番号・整理番号を選択できるとしたい。 【市回答】 本市においては、当該調査の照会文書では整理番号を印字している。確認事項記載のとおり、各団体の意向に応じて、宛名番号を印字するか、通知番号を印字するかを選択できるような機能とするのが適切であると考える。 【K市回答】 #2653と同様です。	反映する		通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できる項目を追加します。
5226	個人住民税	72	扶養調査に関する回答文書		照会対象者：生年月日、宛名番号			対象者を正確に把握するため					要検討	○			宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とすることで対応可能か（個別の項目として追加する必要性はない理解でよい）を確認します。	【地方税共同機能】 【A市回答】 左記内容で対応可能（個別の項目として追加する必要性はない）と考えます。 【O市回答】 可能 【E市回答】 照会対象者の受給者番号・特別徴収人番号が個人で特定できる番号になる。これらの番号欄に宛名番号または通知番号を印字する想定か？受給者番号・特別徴収人番号は記載したいので、宛名番号や通知番号を記載する場合は、個別の項目として追加したい。（現行は宛名番号を印字していない。） 【F市回答】 可能（外部へ送付する帳票について、全体的に左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とすることで対応可能であると考えます。 【中回答】 左記機能で対応可能であるが、宛名番号・整理番号を選択できるとしたい。 【市回答】 本市においては、当該調査の回答文書では宛名番号を印字している。確認事項記載のとおり、各団体の意向に応じて、宛名番号を印字するか、通知番号を印字するかを選択できるような機能とするのが適切であると考える。 【K市回答】 #2653と同様です。	反映する		通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できる項目を追加します。
3226	個人住民税	73	所得照会書（家庭数課税者）	記載なし	追加 ・宛名番号（システム上の個人管理番号） ・照会時の管理番号			照会対象者の管理がしやすくなり、業務の低減が期待出来る。（システム上での個人検索において、目的の範囲まで到達する時間が半減する。）					要検討	○			宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とすることで対応可能か（個別の項目として追加する必要性はない理解でよい）を確認します。	【地方税共同機能】 【A市回答】 左記内容で対応可能（個別の項目として追加する必要性はない）と考えます。 【O市回答】 可能 【E市回答】 宛名番号を印字するのか、通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とすることで対応可能。宛名番号や通知番号を記載するための個別の項目を追加したい。（現行は宛名番号を印字している） 【F市回答】 可能（外部へ送付する帳票について、全体的に左記の通り揃えるべきと思います。） 【H市回答】 本市では、宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できるような機能とすることで対応可能であると考えます。 【中回答】 左記機能で対応可能であるが、宛名番号・整理番号を選択できるとしたい。 【市回答】 本市においては、当該調査の文書では宛名番号を印字している。確認事項記載のとおり、各団体の意向に応じて、宛名番号を印字するか、通知番号を印字するかを選択できるような機能とするのが適切であると考える。 【K市回答】 #2653と同様です。 また、No.23以降が回答欄であるにもかかわらず、まより欄がNo.39となっています。No.39以降をNo.23の前に移動したほうがよいと思います。	反映する		通知番号（整理番号等）を印字するのか団体側で選択できる項目を追加します。
3107	個人住民税	117	住民税申告書（家庭数）		No.29課税理由で均等割非課税を選択する場合に所得金額と扶養人数を記載させる形式にしてほしい			調査時期に所得照会をする が、当初課税時の判断に申告内容を使用したいため。					要検討	○			No.29課税理由を均等割非課税とした場合の記載項目として、「所得金額」と「扶養人数」の追加要件を確認します。	【地方税共同機能】 【A市回答】 「所得金額」と「扶養人数」を記載する要件を限定する必要はない（常に記載でよい）と考えます。 【O市回答】 不要 【E市回答】 所得照会するので、申告書には記載は不要 【F市回答】 要 【H市回答】 本市では、左記の記載項目を追加してもよいと考えます。 【市回答】 扶養だけでなく養育や障害者などの人的控除も対象となると思われる。 【中回答】 本市の家庭数課税用の住民税申告書では、所得の確認に関する事項は記載するところがない。（所得は所得照会で判断するため） 所得を申告させるのであれば、均等割非課税の照会を確認するため、所得金額と扶養人数の申告は必要であると感じる。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		実装しなくてもよい項目として、「所得金額」、「扶養人数」、「寡婦」、「障害者」を追加します。
4473	個人住民税	122	登録済み資料の取消・訂正データに関するチェックリスト				同上						要検討	○			#4472と合わせて確認します。	【地方税共同機能】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」となっています。 【O市回答】 【E市回答】 照会書は、合算処理時に確認リストとして出力されている。登録済み資料の取消・訂正データに関するチェック、課税資料間の収入額整合性チェック等それぞれのリストに出力されると何度も同じ対象者に対して確認を行わなくてはいけないので、まとめて確認リストとして出力できるならEUCでも可。 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 【中回答】 照会対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとします。



No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認	構成員回答（集約）		仕様への反映	WT対象
4474	個人住民税	123	徴収区分に関するチェックリスト（租税条約給与収入の確認リスト）																「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとなります。	
4475	個人住民税	124	課税資料票の収入額の整合性チェックリスト（専業収入とその他雑所得の比較）																「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとなります。	
4476	個人住民税	125	課税資料票の収入額の整合性チェックリスト（専業収入とその他雑所得の比較）																「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとなります。	
4477	個人住民税	126	同額の給付支払報告書及び専業支払報告書の提出者リスト																「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとなります。	
4478	個人住民税	127	特別徴収給報の重複確認リスト																「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとなります。	
4479	個人住民税	128	同一人物に対して同額の専業支払がある専業支払報告書の確認リスト																「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとなります。	

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	必要性	修正方針	確認項目	構成員回答（集約）	仕様への反映	WT対象		
																	要検討	
4480	個人住民税	129	同一事業所提出資料の給与収入額と前職分給与収入額の同職対象者リスト					同上			要検討	○	#4472と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 #4473と同じ 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 【J市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとします。	
4481	個人住民税	130	その他資料提出者の資料登録状況確認リスト					同上			要検討	○	#4472と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 #4473と同じ 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 【J市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとします。	
2301	個人住民税	131	同一人物確認リスト（同一カナ氏名・生年月日）	資料登録、資料合算、税額計算、更正処理等にかかるチェック処理の実施結果として出力する。	資料登録前、資料登録、資料合算、税額計算、更正処理等にかかるチェック処理の実施結果として出力する。			誤脱誤りを防ぐため、資料登録前に、宛名の精査を行う。			要検討	○	「資料登録前」を明記すべきか（現行運用で実施されているか）を確認します。また、チェック条件のタイミングごとの指定が必要かも合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 現行運用で実施しておりません。不要と考えます。 【O市回答】 不要 【E市回答】 資料登録前には確認していない。合算処理後、税額計算前にEUCで実行している。 【F市回答】 【H市回答】 左記について、本市の現行運用では実施していません。 【I市回答】 特に明記する必要はない。 【J市回答】 本市では資料登録前に同一人物が登録されているかの精査を行っていない。現行システムではそういったリストを簡単に出力することができない（と思われる）ためであるが、繁忙期前に把握できるのであれば、事前に整理したいと考える。 【K市回答】 本市では前年度台帳作成時、資料登録時にのみチェックを行っています。任意のタイミングでチェックできればよいと考えます。	反映する		帳票概要の表現を修正します。  <修正案> 資料登録、資料合算、税額計算、更正処理等の任意のタイミングで実施する。同一人物のチェック処理の結果を出力する。	
5031	個人住民税	131	同一人物確認リスト（同一カナ氏名・生年月日）	同一カナ名・生年月日の対象者についても抽出する（別リスト可）。				年齢等により氏名が変更になった場合にも対応できるようにし、支援措置対象者等への通知の誤送付を防止する。			要検討	○	「前年中氏名が変更になったもの」等の一定の条件を追加したうえで、同一カナ名・生年月日の対象者の抽出が必要かを確認します。必要な場合は、追加する条件も合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 現行運用で実施しておりません。不要と考えます。 【O市回答】 支援措置対象者には必要 【E市回答】 同一カナ名・生年月日は抽出していない。 【F市回答】 不要 【H市回答】 左記について、本市の現行運用では実施していません。 【I市回答】 抽出は必要と考える。 【J市回答】 本市の人口規模であれば、条件はなくても抽出できれば問題ないと考える。オプション機能でよいのではないか。 【K市回答】 本市では、現在、記載されているような条件での抽出・チェックは行っていません。	反映しない		ご意見踏まえ、反映不要と整理します。	
2302	個人住民税	132	同一人物確認リスト（同姓同名生年月日）	資料登録、資料合算、税額計算、更正処理等にかかるチェック処理の実施結果として出力する。	資料登録前、資料登録、資料合算、税額計算、更正処理等にかかるチェック処理の実施結果として出力する。			誤脱誤りを防ぐため、資料登録前に、宛名の精査を行う。			要検討	○	「資料登録前」を明記すべきか（現行運用で実施されているか）を確認します。また、チェック条件のタイミングごとの指定が必要かも合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 現行運用で実施しておりません。不要と考えます。 【O市回答】 不要 【E市回答】 資料登録前には確認していない。合算処理後、税額計算前にEUCで実行している。 【F市回答】 【H市回答】 左記について、本市の現行運用では実施していません。 【I市回答】 明記されていればわかりやすいと思われる。 【J市回答】 本市では資料登録前に同一人物が登録されているかの精査を行っていない。現行システムではそういったリストを簡単に出力することができない（と思われる）ためであるが、繁忙期前に把握できるのであれば、事前に整理したいと考える。 【K市回答】 漢字氏名でもチェックすることを想定されていると思います。本市では漢字氏名でのチェックは行っていません。	反映しない		ご意見踏まえ、反映不要と整理します。	
4482	個人住民税	138	前年度からの年金特別徴収対象者で前年度年金資料なし対象者リスト					同上			要検討	○	#4472と合わせて確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 #4473と同じ 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 【J市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしたため、反映しないものとします。	

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（概算要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	概算番号	概算名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	構成員回答（集約）	仕様への反映		WT対象
4483	個人住民税	139	合算未反映所得の確認リスト				同上				要検討	○			#4472と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 #4473と同じ 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、概算の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしましたため、反映しないものとします。	
4484	個人住民税	140	合算未反映控除の確認リスト				同上				要検討	○			#4472と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 #4473と同じ 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、概算の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしましたため、反映しないものとします。	
4485	個人住民税	141	合算未反映損失の確認リスト				同上				要検討	○			#4472と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 #4473と同じ 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、概算の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしましたため、反映しないものとします。	
4486	個人住民税	142	通期分離あり医療費控除対象者確認リスト（税所得金額200万円未満）				同上				要検討	○			#4472と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 EUCで出力できれば、概算の定義は不要 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、概算の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしましたため、反映しないものとします。	
4487	個人住民税	143	所得税と異なる課税方式による住民税の申告確認リスト				同上				要検討	○			#4472と合わせて確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 #4472が「仕様への反映：しない」とされています。 【O市回答】 【E市回答】 EUCで出力できれば、概算の定義は不要 【F市回答】 #4472に「確認項目」の記載がありません。 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、概算の定義は不要であると考えます。 【I市回答】 回答対象外 【K市回答】	反映しない		「#4472」は「反映しない」こととしましたため、反映しないものとします。	
2655	個人住民税	17 44 45 65 71 99 117	申告特別不適用おしらせ文書物	宛名番号	通知番号						要検討	○			宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか個別側で選択できるような機能とすることで対応可能か（個別の項目として追加する必要性はない）を確認します。 【地方税共同機構】 【A市回答】 左記内容で対応可能（個別の項目として追加する必要性はない）と考えます。 【O市回答】 可能 【E市回答】 44.特別徴収決定通知書（納税義務者用）45.特別徴収変更通知書（納税義務者用）以外の概算は現行システムは、宛名番号を印字している。宛名番号が通知番号かどうかを印字するか個別側で選択できるなら問題ない。特種通知は特種宛名番号で個人特定するため、宛名番号は印字していない。 【F市回答】 可能（外部へ送付する概算について、全体的に左記の通り贈るべきだと思います。） 【H市回答】 本市では、宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号（整理番号等）を印字するのか個別側で選択できるような機能とすることで対応可能であると考えます。 【I市回答】 左記機能で対応可能であるが、宛名番号・整理番号を選択できるとしたい。 【J市回答】 本市では、当該概算には宛名番号を印字している。 確認事項記載のとおり、各団体の意向に応じて、宛名番号を印字するか、通知番号を印字するかを選択できるような機能とすることが適切であると考えます。 【K市回答】 #2653と同様です。	反映する		通知番号（整理番号等）を印字するのか個別側で選択できる項目を追加します。	

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針 (帳票要件)

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法(法律・政令・省令)への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答(集約)				
4928	個人住民税	49、50	納税通知書、更正決定(税額変更)通知書	普通徴収の期別納付額と納期限について、期別は「全期であれば、第1期の期別と総額のみ印字されて、金額は印字されない。」となっている。	「全期と期別は分けて記載。金額は第一期の納期限と期別を印字。期別は各期の納期限と納期限を印字する。」とすべきである。														全期適用時に印字するよう、当該項目の備考欄の記載を修正します。	
2656	個人住民税	67 69 70 72 73 150	課税に係る住所等について(照会・回答)書	通知番号						問い合わせ用の個人特定のために通知番号(またはそれに替するもの)を表示していただきたい。 また、当該番号について共通仕様に記載していただきたい。	要検討	○			宛名番号を印字するのか、ご意見のような通知番号(整理番号等)を印字するのが個別で選択できるような機能とすることで対応可能か(個別の項目として追加する必要性はない)と確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 通知書:任意で良いと考えます。 納付書:印字すべきと考えます。 【O市回答】 同意します。 【C市回答】 #6086と同じ 【F市回答】 【H市回答】 本市では、全期適用時にも印字すべきであると考える。 【市回答】 本市では、年間納税額が均等割額以下の方しか全額納付の適用をしていないため、当部案で問題ないと考えていたが、他団体での運用で、全期用と期別用の2種類の納付書を送るようなケースがあるのだとすれば、そういった運用にも対応できるようにする必要があるのかもしれない。 ただ、運用の話になってしまいが、あらかじめ全額納入を申し出た人のみ全額表示の税額通知を送付するというような運用であれば、全期と期別の両方を印字する必要はないのではないかと。 【K市回答】 #6086と同様です。	反映する		通知番号(整理番号等)を印字するのが個別で選択できる項目を追加します。	
4495	個人住民税	新規	給与収入不一致リスト	確定申告・住民税申告記載の給与収入と、給付結果の給与収入不一致となる時に出力するリスト	確定申告・住民税申告がある時に、主となる課税資料記載の給与収入と、給付結果の給与収入不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定もしくは市中で申告している給与収入とすべての給報を合算した給与収入に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が漏れているもしくは誤った申告収入がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。					確定申告・住民税申告がある時に、主となる課税資料記載の給与収入と、給付結果の給与収入不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定もしくは市中で申告している給与収入とすべての給報を合算した給与収入に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が漏れているもしくは誤った申告収入がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。	要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 #4495と同じ 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考える。 【市回答】 システム内のエラーが出れば不要。なければ帳票が望ましい。以下エラーリスト系全てに言えるが、EUCでの対応は不可能ではないが、多岐にわたるエラー全てを職員によるEUC抽出で対応することは、処理遅れや負担増の観点から避けるべきである。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		合算処理に基づく確認用のリストとして、帳票追加します。 なお、以下の帳票として、ご意見のあった対象を出力するものとし、どの条件に該当したかの判別が可能で帳票を出力するものを条件として整理します。  <結合のご意見> 給与収入不一致リスト、年金収入不一致リスト、社会保険料控除不一致リスト、小規模企業共済控除不一致リスト、生命保険料控除不一致リスト、損害・地震保険料控除不一致リスト、控除計不一致(還付申告・省略申告)リストで、それぞれのリストに出力されると何れも同じ対象者に対して確認を行わなくてはならないので、まとめて確認リストとして出力できるならEUCでも可。 【市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考える。 【市回答】 システムエラーが出るなら不要。なければ帳票が望ましい。以下エラーリスト系全てに言えるが、EUCでの対応は不可能ではないが、多岐にわたるエラー全てを職員によるEUC抽出で対応することは、処理遅れや負担増の観点から避けるべきである。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	
4496	個人住民税	新規	年金収入不一致リスト	確定申告・住民税申告記載の年金収入と、年報合算結果の年金収入不一致となる時に出力するリスト	確定申告・住民税申告がある時に、主となる課税資料記載の年金収入と、年報合算結果の年金収入不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定もしくは市中で申告している年金収入とすべての年報を合算した年金収入に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が漏れているもしくは誤った申告収入がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。					確定申告・住民税申告がある時に、主となる課税資料記載の年金収入と、年報合算結果の年金収入不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定もしくは市中で申告している年金収入とすべての年報を合算した年金収入に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が漏れているもしくは誤った申告収入がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。	要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 #4495と同じ 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考える。 【市回答】 システムエラーが出るなら不要。なければ帳票が望ましい。以下エラーリスト系全てに言えるが、EUCでの対応は不可能ではないが、多岐にわたるエラー全てを職員によるEUC抽出で対応することは、処理遅れや負担増の観点から避けるべきである。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		#4495と合わせて整理します。	
4497	個人住民税	新規	社会保険料控除不一致リスト	確定申告・住民税申告記載の社会保険料控除と、給付結果の社会保険料控除が不一致となる時に出力するリスト	確定申告・住民税申告がある時に、主となる課税資料記載の社会保険料控除と、給付結果の社会保険料控除が不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定もしくは市中で申告している社会保険料控除とすべての給報を合算した社会保険料控除に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が漏れているもしくは誤った社会保険料控除がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。					確定申告・住民税申告がある時に、主となる課税資料記載の社会保険料控除と、給付結果の社会保険料控除が不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定もしくは市中で申告している社会保険料控除とすべての給報を合算した社会保険料控除に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が漏れているもしくは誤った社会保険料控除がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。	要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 #4495と同じ 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考える。 【市回答】 確定(市)申告が総額を超える場合は不要。給報数が確定(市)申告を超える場合にはシステム内エラーが出るなら不要。出なければ必要と思われる。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		#4495と合わせて整理します。	

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（修正要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			
																仕様への反映	WT対象		
4498	個人住民税	新規	小規模企業共済控除不一致リスト	確定申告・住民税申告記載の小規模企業共済控除と、総額合算結果の小規模企業共済控除が不一致となる時に出力するリスト	確定申告・住民税申告記載の小規模企業共済控除と、総額合算結果の小規模企業共済控除が不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定申告もしくは市で申告している小規模企業共済控除とすべての給報を合算した小規模企業共済控除に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が選れているもしくは誤った小規模企業共済控除がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【D市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 #4495と同じ 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		#4495と合わせて整理します。	
4499	個人住民税	新規	生命保険料控除不一致リスト	確定申告・住民税申告記載の生命保険料控除と、総額合算結果の生命保険料控除が不一致となる時に出力するリスト	確定申告・住民税申告記載の生命保険料控除と、総額合算結果の生命保険料控除が不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定申告もしくは市で申告している生命保険料控除とすべての給報を合算した生命保険料控除に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が選れているもしくは誤った生命保険料控除がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【D市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 #4495と同じ 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 給報数が確定(市)申告を超える場合のみ出力が必要と思われる。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		#4495と合わせて整理します。	
4500	個人住民税	新規	損害・地震保険料控除不一致リスト	確定申告・住民税申告記載の損害・地震保険料控除と、総額合算結果の損害・地震保険料控除が不一致となる時に出力するリスト	確定申告・住民税申告記載の損害・地震保険料控除と、総額合算結果の損害・地震保険料控除が不一致となる時に出力する。 帳票出力目的としては、確定申告もしくは市で申告している損害・地震保険料控除とすべての給報を合算した損害・地震保険料控除に違いがあるものを抽出することで、本人が事業所の申告が選れているもしくは誤った損害・地震保険料控除がないか確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【D市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 #4495と同じ 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 給報数が確定(市)申告を超える場合のみ出力が必要と思われる。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		#4495と合わせて整理します。	
4501	個人住民税	新規	控除不一致(選付申告・省略申告)リスト	確定申告書が選付申告もしくは省略申告である場合に、申告書の所得控除合計(雑所得控除、医療費控除、寄付金控除を除く)と総額の所得控除合計がことなる対象者を出力するリスト	確定申告書が選付申告もしくは省略申告である場合に、申告書の所得控除合計(雑所得控除、医療費控除、寄付金控除を除く)と総額の所得控除合計がことなる対象者を出力する。 帳票出力目的としては、選付省略申告と総額の所得控除合計の内容に差異がある場合に、差異の内容について確認を行う必要があるため。 ※帳票№121-130、138-148と同様に、資料合算処理の後に確認を行うリストである。そのため、同様の理由で「資料合算エラーチェックリスト」(仮)にまとめて帳票内容を出力する必要がある。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【D市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 #4495と同じ 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 システムエラーが出るなら不要。出なければ帳票要。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		#4495と合わせて整理します。	
4507	個人住民税	新規	個人番号未付者リスト	課税登録を行う際に、個人番号が未付者の対象者について出力を行う。	番号法第19条により課税課税ネットワークを通じて情報提供ができるが、課税登録をする際に、住民登録外課税者、家庭教師業者など、個人番号の登録が必要となる場合があり、未付者の対象者を抽出し案件システムへ登録することで申請がバーへ格納することができる。						要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【D市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映しない		EUC機能の利用を前提に、反映しない整理とします。

No.	税目	概要番号	概要名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答（集約）				
4508	個人住民税	新規	指定番号事前確認リスト		給報もしくは年報取込時に、報告書に記載されている指定番号と基幹システムの指定番号で実合できない事業所について出力を行う	給報もしくは年報取込時に、報告書に記載されている指定番号と基幹システムの指定番号で実合できない事業所について出力を行う。出力の目的としては、事業所と報告書の適正な紐づけを確認するため。				要検討	○			EUCで出力できれば、概要の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】概要の定義は不要と考えます。 【O市回答】EUCで問題なし 【E市回答】課税資料データ投入時に、報告書に記載されている指定番号と基幹システムの指定番号で実合できない場合、課税資料の登録が行われたい。エラーリストとして出力したい。 【F市回答】不要 【H市回答】本市では、EUCで出力できれば、概要の定義は不要であると考えます。 【市回答】EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】問題ありません。	反映する		資料登録処理に紐づくリスト（EUC不可）として、概要を追加します。		
4509	個人住民税	新規	徴収区分チェックリスト1		新年度の徴収区分が特別徴収もしくは併用徴収の対象者のうち、現年度で変更月が5月で遡戻または一括徴収の処理がされているものについて確認を行うリスト	地方税法321条の3第1号により、給与所得者について給与特徴対象については確認を行い適正に処理を行う必要がある。その中で、現年度5月分まで特別徴収、前年度から遡戻等で普通徴収となる者について、2か年処理の対象とならないため、抽出し前年度を普通徴収に切り替える処理をする必要がある。よって、新年度の徴収区分が特別徴収もしくは併用徴収の対象者のうち、現年度で変更月が5月で遡戻または一括徴収の処理がされているものについて確認を行うリストが必要である。			要検討	○			EUCで出力できれば、概要の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】概要の定義は不要と考えます。 【O市回答】EUCで問題なし 【E市回答】EUCで出力できれば、概要の定義は不要 【F市回答】不要 【H市回答】本市では、EUCで出力できれば、概要の定義は不要であると考えます。 【市回答】EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】問題ありません。	反映する		EUCでも可とする概要として、追加します。			
4510	個人住民税	新規	徴収区分チェックリスト2		新年度の徴収区分が普通徴収となっている対象者のうち、現年度で普通徴収から特別徴収への切替処理がされているものについて確認を行うリスト	地方税法321条の3第1号により、給与所得者について給与特徴対象については確認を行い適正に処理を行う必要がある。その中で、年明け後に就職し特別徴収へ切替処理をした者について、対象事業所からの給与支払報告書の提出がないため新年度についても特別徴収とする必要がある。よって、前年度の徴収区分が普通徴収となっている対象者のうち、現年度で普通徴収から特別徴収への切替処理がされているものについて確認を行うリストが必要である。			要検討	○			EUCで出力できれば、概要の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】概要の定義は不要と考えます。 【O市回答】EUCで問題なし 【E市回答】EUCで出力できれば、概要の定義は不要 【F市回答】不要 【H市回答】本市では、EUCで出力できれば、概要の定義は不要であると考えます。 【市回答】EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】問題ありません。	反映する		EUCでも可とする概要として、追加します。			
4511	個人住民税	新規	徴収区分チェックリスト3		現年度で遡戻または一括徴収の処理により普通徴収となったもの、新年度も2か年処理で普通徴収となったもの、対象事業所からの給与支払報告データに遡戻日・乙欄区分・取消区分等がないものについて確認を行うリスト	地方税法321条の3第1号により、給与所得者について給与特徴対象については確認を行い適正に処理を行う必要がある。その中で、現年度で特別徴収から普通徴収へ切替えたあと、再雇用等で新年度から再度特別徴収となる者について、特別徴収の給与支払報告書が提出されても2か年処理により新年度が普通徴収となってしまう恐れがある。よって、現年度で遡戻または一括徴収の処理により普通徴収となったもの、新年度も2か年処理で普通徴収となったもの、対象事業所からの給与支払報告データに遡戻日・乙欄区分・取消区分等がないものについて確認を行うリストが必要である。			要検討	○			EUCで出力できれば、概要の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】概要の定義は不要と考えます。 【O市回答】EUCで問題なし 【E市回答】EUCで出力できれば、概要の定義は不要 【F市回答】不要 【H市回答】本市では、EUCで出力できれば、概要の定義は不要であると考えます。 【市回答】EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】問題ありません。	反映する		EUCでも可とする概要として、追加します。			
4512	個人住民税	新規	徴収区分チェックリスト4		新年度の徴収区分が普通徴収となっている対象者のうち、現年度が転勤処理により特別徴収となっているものについて確認を行うリスト	地方税法321条の3第1号により、給与所得者について給与特徴対象については確認を行い適正に処理を行う必要がある。その中で、現年度に転勤の処理を行ったが、新年度に転勤前後の事業所からの給与支払報告書の提出がない場合、新年度が普通徴収となってしまうことが考えられる。よって、新年度の徴収区分が普通徴収となっている対象者のうち、現年度が転勤処理により特別徴収となっているものについて確認を行うリストが必要である。			要検討	○			EUCで出力できれば、概要の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】概要の定義は不要と考えます。 【O市回答】EUCで問題なし 【E市回答】EUCで出力できれば、概要の定義は不要 【F市回答】不要 【H市回答】本市では、EUCで出力できれば、概要の定義は不要であると考えます。 【市回答】EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】問題ありません。	反映する		EUCでも可とする概要として、追加します。			
4513	個人住民税	新規	徴収区分チェックリスト5		名寄せにより現年度と前年度で別番号に記録データができていたもの、現年度で徴収区分の変更に係る処理を行った履歴のあるものについて確認を行うリスト	地方税法321条の3第1号により、給与所得者について給与特徴対象については確認を行い適正に処理を行う必要がある。その中で、現年度のうち転入・転入等で完名番号が変更となったものについては、新年度が本人の想定しない徴収方法となる可能性がある。よって、名寄せにより現年度と前年度で別番号に記録データができていたもの、現年度で徴収区分の変更に係る処理を行った履歴のあるものについて確認を行うリストが必要である。			要検討	○			EUCで出力できれば、概要の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】概要の定義は不要と考えます。 【O市回答】EUCで問題なし 【E市回答】EUCで出力できれば、概要の定義は不要、現行このような条件で確認は行っていない。 【F市回答】不要 【H市回答】本市では、EUCで出力できれば、概要の定義は不要であると考えます。 【市回答】EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】問題ありません。	反映する		EUCでも可とする概要として、追加します。			

資料2 個人住民税WT 全国意見照会への対応方針（帳票要件）

※3/25更新箇所は赤字にしています。

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠				事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解		
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認			仕様への反映	WT対象
																構成員回答（集約）				
4514	個人住民税	新規	徴収区分チェックリスト6		前年度で2か年結算の対象となったものうち、現年度に課税取消処理の履歴があるものについて確認を行うリスト	地方税法32条の3第1号により、給与所得者について給与特例対象については確認を行い適正に処理を行う必要がある。その中で、現年度に二重課税等により課税取消を行ったものについて、当該事業所から特別徴収の給与支払報告書が提出されても、2か年結算により前年度の徴収区分が普通徴収となる可能性がある。よって、前年度で2か年結算の対象となったものうち、現年度に課税取消処理の履歴があるものについて確認を行うリストが必要である。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		EUCでも可とする帳票として、追加します。	
4515	個人住民税	新規	徴収区分チェックリスト7		前年度に退職以外で普通徴収に切り替えたものうち、前年度の徴収区分が2か年結算により普通徴収となっており、当該事業所の給与支払報告データに退職・乙種・普通徴収区分がないものについて確認を行うリスト	地方税法32条の3第1号により、給与所得者について給与特例対象については確認を行い適正に処理を行う必要がある。その中で、現年度に休職等一時停止に普通徴収に切り替えたものについて、当初は特別徴収の給与支払報告書を提出した場合でも、2か年結算により前年度が普通徴収となってしまう。よって、現年度に退職以外で普通徴収に切り替えたものうち、前年度の徴収区分が2か年結算により普通徴収となっており、当該事業所の給与支払報告データに退職・乙種・普通徴収区分がないものについて確認を行うリストが必要である。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		EUCでも可とする帳票として、追加します。	
6064	個人住民税	内部	併徴確認リスト		併徴ありで確定申告書と市申告書の両方を申告している対象を出力するリスト。	148の項目に含まれているかもしれないが、確定申告書と市申告書の両方を申告しており、一方は併徴希望、一方は希望なしの場合、どちらの徴収希望を主かすかを確認する。併徴希望の見逃しを防ぐ。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 確認するかは市の判断によるものと思われるが、EUCで可。システム上ワーニングで出るなら出力は不要である。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		EUCでも可とする帳票として、追加します。	
5432	個人住民税	-	滞付・省略申告1枚の確認リスト		合算の結果、所得控除の内訳を記載省略している申告書（本市では滞付申告、省略申告として取扱いをしている。）1枚しか存在しなかった場合の確認リストを、実施すべき帳票として内部出力する。	確定申告は、年末調整した所得控除計と同額の部分は香格できることとなり、合算時に給与支払報告書を元に所得控除計を反映している。万が一、給与支払報告書が提出されていない場合、所得控除計とその内訳を反映できないため、正しい税額決定が行われない。その場合、給与支払報告書の提出状況を確認したり、本人へ源泉徴収票の提出依頼をするため、必要リストである。					要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで可。現行は、合算処理時に合算エラーリストとして出力されている。 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 EUC出力でも不可能ではないが、帳票が望ましいと思われる。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		EUCでも可とする帳票として、追加します。	
2201	個人住民税		徴収先アンマッチリスト（関連宛名分）	(追加)	関連元と関連先で徴収区分に変更があった者のリスト			前年度徴収区分の自動賦課・退職処理が関連先には施かない場合、必要と思われる。			要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		EUCでも可とする帳票として、追加します。	
2202	個人住民税		年金対象者特定警告リスト（前年対象者比較）	(追加)	年金徴収継続者で前年度と年金保険者・年金種類が異なる者のリスト			年金資料の付添り等のチェックに必要と思われる。			要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		EUCでも可とする帳票として、追加します。	



資料2 個人住民税WT 全国意見会への対応方針（帳票要件）

※3/25更新帳票用は赤字にしています。

No.	税目	帳票番号	帳票名称	修正前	修正後	修正の根拠					事前確認前整理		仕様への反映方針		WT事前確認		WT前整理		事務用見解	
						地方税法（法律・政令・省令）への準拠	住民サービスの向上	職員業務量の低減	自治体方針の実現	その他	仕様への反映	事前確認対象	必要性	修正方針	確認項目	WT事前確認		仕様への反映		WT対象
																構成員回答（集約）				
3819	個人住民税				年金特例対象税務調査未引継ぎ一覧（前年度からの年金特例返戻記録帳で前年度の記録がない者。）			一括届出立ち上げの対象から漏れた者の確認を行うため。			要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 帳票が望ましい。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映しない		EUC機能の利用を前提に、反映しない整理とします。	
3820	個人住民税				年金特例対象者実合結果一覧（00通知と基幹システムで保有する宛名情報を突合した際に、該当宛名を特定できなかった者を抽出。）			カナ氏名生年月日等で紐づけができない対象者がいるため。			要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 00通知登録時に個人特定できなかった対象者のリストだと思われるためEUCではなく、処理結果のエラーリストとして出力したい。 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 帳票が望ましい。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映する		資料登録処理に基づくリスト（EUC不可）として、帳票追加します。	
3821	個人住民税				課税資料一覧（当初、月例期間にかかわらず指定された条件に該当する課税資料の一覧表を作成する。・異動年月日・搬出区分・課税資料の種類・エラーの有無等の条件で抽出が行えること）			当初課税時の各種エラーチェック、未申告調査等の対象者の抽出に用いるため。			要検討	○			EUCで出力できれば、帳票の定義は不要かを確認します。	【地方税共同機構】 【A市回答】 帳票の定義は不要と考えます。 【O市回答】 EUCで問題なし 【E市回答】 EUCで出力できれば、帳票の定義は不要 【F市回答】 不要 【H市回答】 本市では、EUCで出力できれば、帳票の定義は不要であると考えます。 【市回答】 不要と思われる。 【市回答】 EUCで出力できれば問題ないと考える。 【K市回答】 問題ありません。	反映しない		EUC機能の利用を前提に、反映しない整理とします。	